

令和7年度大船渡市漁業用燃油価格高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 燃油価格の高騰により影響を受けている漁業者の負担を軽減することにより漁業経営の安定化を支援するため、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により支援金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 漁業用燃油 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）が漁業の用に供するため購入した次に掲げる油種をいう。
 - ア A重油
 - イ 軽油
 - ウ ガソリン
 - エ その他市長が適当と認める燃油
- (2) 漁業の用に供する 一般海面漁業に使用される推進機関を備えた漁船の動力、ボイラーの燃焼等として使用することをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 漁業に関する試験、調査、指導又は練習の実施を目的とする船舶に使用したもの
 - イ 遊漁船業に使用したもの
 - ウ 車両に使用したもの
- (3) 法人に準ずる団体 任意組合、その他法人格を有しないものの、構成員の連携により事業を行い、独立して確定申告等の税務申告を行っている団体をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第2号については、個人の場合に限る。

- (1) 市内において、漁業を営む個人、法人又はこれに準ずる団体（採介藻漁業のみを営む者を除く。）
- (2) 令和5年又は令和6年の収入のうち、漁業収入が主である者
- (3) 支援金の交付申請日時点において、漁業を営み、支援金の交付を受けた後も漁業を継続する意思がある者
- (4) 支援金の交付申請日時点において、同様の目的で市が実施する他の補助金等を申請し、又は交付を受けていない者
- (5) 支援金の交付申請日時点において、市税の滞納がない者

(支援対象経費)

第4条 支援金の交付の対象となる経費は、漁業用燃油のうち、令和5年1月1

日から令和5年12月31日まで又は令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間のいずれかに納品されたものの購入費とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる漁業用燃油の購入量に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 漁業用燃油の購入量が500リットル以上2,000リットル未満 1 交付対象者当たり20,000円以内の額
- (2) 漁業用燃油の購入量が2,000リットル以上4,000リットル未満 1 交付対象者当たり40,000円以内の額
- (3) 漁業用燃油の購入量が4,000リットル以上6,000リットル未満 1 交付対象者当たり60,000円以内の額
- (4) 漁業用燃油の購入量が6,000リットル以上10,000リットル未満 1 交付対象者当たり80,000円以内の額
- (5) 漁業用燃油の購入量が10,000リットル以上20,000リットル未満 1 交付対象者当たり150,000円以内の額
- (6) 漁業用燃油の購入量が20,000リットル以上40,000リットル未満 1 交付対象者当たり300,000円以内の額
- (7) 漁業用燃油の購入量が40,000リットル以上80,000リットル未満 1 交付対象者当たり500,000円以内の額
- (8) 漁業用燃油の購入量が80,000リットル以上200,000リットル未満 1 交付対象者当たり800,000円以内の額
- (9) 漁業用燃油の購入量が200,000リットル以上の場合 1 交付対象者当たり1,500,000円以内の額

2 同一交付対象者に対する支援金の交付は、1回限りとする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対し、所属する漁業協同組合の長を経由し、令和7年度大船渡市漁業用燃油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を提出しなければならない。

(支援金の交付決定等)

第7条 市長は、支援金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否について、令和7年度大船渡市漁業用燃油価格高騰対策支援金交付決定通知書（様式第2号）又は令和7年度大船渡市漁業用燃油価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、申請者が支援金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(支援金の交付)

第9条 市長は、支援金の交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（支援金の返還）

第10条 支援金の交付を受けた者は、支援金の受給後に、第3条第4号の要件に変更が生じ、他の補助金等を申請する場合には、令和7年度大船渡市漁業用燃油価格高騰対策支援金返還申出書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（支援金の取消）

第11条 規則第17条第1項に定めるもののほか、市長は、第10条の申出があった場合には、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月8日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住 所
氏 名 印
(法人等は、その名称及び代表者氏名)
電話番号

令和 7 年度大船渡市漁業用燃油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書
令和 7 年度大船渡市漁業用燃油価格高騰対策支援金の交付を受けたいので、大船渡市漁業用燃油価格高騰対策支援金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請を兼ねて請求します。
なお、本申請内容に虚偽があった場合には、支援金の交付の決定の取消及び返還に異議なく応じます。
また、本支援金は漁業用燃油の価格高騰に対する支援を目的としており、申請する燃油は実際に漁業活動に使用したものであることをここに誓約いたします。

記

1 交付申請額兼請求額 金 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金科目			
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

3 添付書類

- (1) 事業実績書（別紙 1）
- (2) 市税納付状況確同意書（別紙 2）
- (3) 購入履歴のわかる書類（領収書等）
- (4) 振込先口座が確認できる書類
- (5) 要綱第 3 条第 2 号の確認用確定申告書（控）の写し一式（個人の場合のみ）
- (6) その他市長が必要と認める書類

漁業協同組合 確認欄	
確 認 日	担当者
年 月 日	

様式第 1 号別紙 1

令和 7 年度大船渡市漁業用燃油価格高騰対策支援金事業実績書

1 支援対象期間 該当する年を○で囲んでください。

令和 5 年 ・ 令和 6 年

2 漁業用燃油購入量

油種	購入量 (ℓ)
A重油	
軽油	
ガソリン	
その他の燃油	
合計	

様式第 1 号別紙 2

市税納付状況確認同意書

令和7年度大船渡市漁業用燃油価格高騰対策支援金の申請にあたり、市税の納付状況の確認を行うことに同意します。

令和 年 月 日

住所

氏 名 印
(法人等は、その名称及び代表者氏名)

様式第 2 号（第 7 条関係）

大船渡市指令 第 号
年 月 日

様

大船渡市長 印

令和 7 年度大船渡市漁業用燃油価格高騰対策支援金交付決定通知書
年 月 日付けで申請のあった標記支援金について、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

支援金の額	金	記 円
-------	---	--------

様式第 3 号（第 7 条関係）

大船渡市指令 第 号
年 月 日

様

大船渡市長 印

令和 7 年度大船渡市漁業用燃油価格高騰対策支援金不交付決定通知書
年 月 日付けで申請のあった標記支援金について、下記の理由
により不交付とします。

記

不交付の理由

様式第 4 号（第10条関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

（法人等は、その名称及び代表者氏名）

電話番号

令和 7 年度大船渡市漁業用燃油価格高騰対策支援金返還申出書

年 月 日付け大船渡市指令 第 号で交付の決定通知があつた大船渡市漁業用燃油価格高騰対策支援金について、同様の目的で大船渡市の他の補助金等に申請しますので、受給済みの支援金を返還します。

記

返還金の額 金 円